

山陽小野田市ケアプラン自己点検シート【運営基準】

自己点検は (○) できている、(△) 一部できている、(×) できていない の3段階でチェックしてください

事業所名		点検日			
氏名		利用者名			
項目	確認事項	根拠法令	チェック欄	△または×の場合の理由	
1	サービス提供方法等の説明	居宅介護支援の提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービス提供方法等について懇切丁寧に理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第13条2		
2	総合的な居宅サービス計画の作成	居宅介護支援の提供にあたって、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含め居宅サービス計画に位置付けていますか。	基準第13条4		
3	利用者自身によるサービスの選択	居宅サービス計画の作成開始にあたって、利用者がサービスの選択ができるように、地域の居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	基準第13条5		
4	課題分析の実施	居宅サービス計画の作成開始にあたっては、利用者の有する能力及び利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。(アセスメントの実施)	基準第13条6		
5	課題分析における留意点	アセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、面接の趣旨について十分に説明し、理解を得ていますか。	基準第13条7		
6	居宅サービス計画原案の作成	居宅サービス計画は、アセスメントに基づきサービスの必要性を十分に検討の上作成していますか。	基準第13条8		
7	サービス担当者会議等による専門的見地からの意見聴取	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めていますか。	基準第13条9		
8	計画原案に係る説明及び同意	居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得たことを記録していますか。	基準第13条10		
9	居宅サービス計画の交付	居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	基準第13条11		
10	居宅サービス計画の実施状況の把握及び評価等	居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整を行っていますか。(モニタリングの実施)	基準第13条13		
11	モニタリングの実施	(モニタリング) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、利用者の状況を確認していますか。	基準第13条14		
12		(モニタリング) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録に残していますか。			
13	サービス担当者会議の開催	次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、やむを得ない場合は担当者に対する照会等により意見を求めていますか。	基準第13条15		
		居宅サービス計画を新規に作成した場合。	基準第13条9		
		要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。	基準第13条15		
		要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。			
		居宅サービス計画の変更を行う場合。	基準第13条16		
14	介護保険施設への紹介その他の便宜の提供	利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条17		
15	介護保険施設との連携	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	基準第13条18-1		
16	主治の医師等の意見等	利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。	基準第13条19-1		
17	福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、妥当性を検討し、必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続の必要性を検証し、継続する場合は理由を居宅サービス計画に記載していますか。	基準第13条22		
18	記録の整備	利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。	基準第29条		